

「(仮称) 府中市手話の普及及び障害者の意思疎通の促進に関する条例 (案)」に対するパブリックコメント手続の実施結果について

1 意見の提出期間

令和2年11月21日(土)から12月21日(月)まで

2 意見提出者数等

提出者	件数	意見の提出方法別の人数				
		電子メール	FAX	郵送	意見投函箱	窓口
9人	29件	5人	2人	0人	0人	2人

No.	意見の概要	市の考え方
条例の名称について		
1	「障害者の意思疎通に関する」という表現を、市民に親しみやすく柔らかい表現にしてほしい。	ご意見については、参考とさせていただきます。
趣旨について		
2	文頭に手話の定義があり、難解になっている。手話の定義は基本理念にも書かれているので、趣旨から削除してはどうか。また、障害についても「聴覚障害」だけ特定しているため、他の障害名の記載がないことも分かりにくさの原因の1つではないか。	本条例は、全ての市民が障害の有無にかかわらず、不便や不安を感じることなく、安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指しています。ご意見については、参考とさせていただき、わかりやすく正確な表現となるよう作成してまいります。
3	手話には、日本手話と日本語対応手話があり、その認識の下に、行わなければならないことと明記されているが、このことは条例に必要でしょうか。日本手話以外は、すべて日本語対応手話であると理解していいのでしょうか。	本条例は、少なくとも手話には日本手話と日本語対応手話があることを前提としておりますが、日本手話以外をすべて日本語対応手話に限るものではありません。それぞれの違いを明確に理解したうえで普及することが重要であると考えます。この点に配慮して作成します。

4	日本語対応手話の必要性も分かりますが、日本手話をこれからも大事にしてほしいです。	日本手話は、ろう者の中から生まれた独自の文法体系等を有する言語であることはもとより、日本語対応手話も、障害者の1つのコミュニケーション手段であることから、それぞれの違いを明確に理解したうえで普及することが重要であると考えます。
5	日本手話は、ろう文化から生まれた言語であって、日本語対応手話と混合されると多くの方が間違った認識をしてしまう恐れがあるので、きっちりと区別していただきたい。 正しい知識の取得と理解を求める。	日本手話と日本語対応手話の違いについて明らかにしたうえで、市民や事業所に対して、手話の普及及び障害者の意思疎通の促進を図ってまいります。
6	「手話言語法の制定を求める意見書は2014年9月29日に承認済みである。」という文言を追加してほしい。	ご意見については、参考にさせていただきます。
基本理念について		
7	手話には2種類の手話があると定義されているが、どちらの手話を普及させるのか。 2つの手話を定義すると、混乱の元になりかねないのではないか。	日本手話と日本語対応手話は、それぞれ大切な意思疎通のための手段であると考えます。一方で、異なる文法体系等の手話があることで、円滑な意思疎通が困難であることも認識しております。したがって、それぞれの違いを理解したうえで、どちらも広く普及することが重要であると考えます。この点に配慮して作成します。
市の責務について		
8	「手話言語獲得の機会の確保」を入れていただきたい。	ご意見については、国、都、市の役割を踏まえ、今後の参考とさせていただきます。 具体的な取り組みは各施策の中で進めてまいります。
9	市での手話に対する理解が足りない。病院や事業者へもっと強く啓蒙してほしい。	事業者等に対して、本条例や合理的配慮について周知してまいります。

市民の役割について		
10	市民の理解がまだまだ足りない。ろう者に対する対応がひどい。手話ができる人から、会話する前に手話がわからないと言われた。手話を覚えても、人権を否定するようなことは困る。	条例の制定により、市民に手話やろう者の文化についても考えていただくきっかけとなるよう努めてまいります。
施策の推進について		
11	いままで十分ではなかった日本手話への理解の促進と普及について、格別の施策が必要であると考えられるが、この点は条例ではどのように具体化されるのか。	条例上においては、(5) 施策の推進で「手話の普及に関する施策」として掲げております。 具体的な取り組みは各施策の中で進めてまいります。
12	聴こえない子どもが手話を習得する機会を得たり、聴こえない子をもつ保護者同士で情報交換や相談ができるように、大阪府乳幼児期手話言語獲得支援事業「こめっこ」のような事業を実施して手話言語獲得の支援もご検討いただきたい。	ご意見については、国、都、市の役割を踏まえ、今後の参考とさせていただきます。
13	人工内耳や難聴で地域の普通校に学ぶ児童・生徒が要約筆記やパソコン通訳、手話通訳をつけて学べるようになるのでしょうか。	教育分野における聴覚に障害のある児童・生徒に対する情報保障は、大変重要なものと認識しております。 具体的な施策については、今後、いただいたご意見を参考に、都や教育委員会、関係課と連携し検討してまいります。
14	教育に関しての項目を加えてはどうか。 ①ろう児が安心して教育を受けることができる場及び自立の機会と活躍の場を用意するためのネットワークづくりの構築の拡充 ②子育てにおいて、ろう児の親が不安や負担を抱えやすくなっている現状にあり、社会全体で子育てを助け合う環境づくりの推進	ご意見については、国、都、市の役割を踏まえ、今後の参考とさせていただきます。 具体的な取り組みは各施策の中で進めてまいります。

15	聴こえない子供をもつ母親が手話講習会を受講する場合、日中はろう学校に付き添うので昼講習には参加できず、夜講習は託す家族がいなければ参加できないので、講習会のあり方について検討していただきたい。	ご意見については、今後の参考とさせていただきます。
16	毎週金曜日、市役所に待機通訳がいるが、手話通訳者と会話が通じない。日本手話が使えない。また、金曜日だけでなくいつでも行けるようにしてほしい。	ご意見については、今後の参考とさせていただきます。
その他について		
17	原則、文章で公表されるが、ろう者の情報保障を目的とした、手話による条例説明動画も併せて、HP上に記載されたほうが好ましい。(同趣旨1件)	ご意見については、他の自治体の掲載方法も参考にしながら、今後検討させていただきます。
18	市役所からのお知らせは全部文章なので困る。手話での説明や動画、質問を増やしてほしい。	ご意見については、今後の参考とさせていただきます。
19	ろう者が出席する会議では、手話通訳だけでなく、UDトークを取り入れてほしい。	ご意見については、今後の参考とさせていただきます。
20	当事者団体等との話し合いについては、当事者関係団体の代表者だけでもオンライン上での傍聴が可能になることを望みます。	ご意見については、今後の参考とさせていただきます。
21	説明会を開催してほしかった。	ご意見については、参考にさせていただきます。 パブリックコメントのほか、障害者団体や有識者等からもご意見をいただきながら、条例の制定を進めてまいります。
22	市役所の職員対応はそれぞれの聴覚障害者に合った対応をするべきである。	ご意見については、今後の参考とさせていただきます。 また、本市では各職員が適切な対応をとれるよう、障害者差別解消法研修を実施しており、今後も継続して実施してまいります。

23	<p>条例の内容やそれぞれの立場で聴覚障害のある人について理解を深めるため、また社会参加を支援するために何か必要か、コミュニケーション方法や配慮の例などについてまとめたハンドブックを作成してくれるとありがたい。</p>	<p>ご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
24	<p>もし、聴覚に障害のあるお子さんが生まれた場合、相談できるところを紹介していただけるのでしょうか？</p> <p>病院では、検査後 医師から人口内耳の話などがあるかと思うのですが、手術をするしないの選択や手話に関する事など情報をもらえるところがあると安心できるのではと思います。</p>	<p>市内には身体障害のある方の相談に応じ、必要な援助を行うため、身体障害者相談員を配置しております。また、手話に関することや障害がある方への支援や相談は障害者福祉課でも受け付けております。</p>
25	<p>教育に関しての相談機関、支援について教えていただきたいです。</p>	<p>本市では、教育センターにて子どもの教育上の悩みや心配ごとを解決するために、専任の相談員が相談に応じています。</p> <p>また、発達などに心配のある児童・生徒を対象に、就学相談などを受け付けております。</p>
26	<p>手話通訳者認定試験では、日本手話ができそうな人が落ちるのはなぜか。</p>	<p>手話通訳者認定試験については、当事者、手話通訳者等から成る手話通訳者認定試験管理委員会で定めた採点基準に沿って、受験者の合否を判定しております。</p>
27	<p>緊急時に手話通訳を頼みたい場合はどうしたらいいのか。</p>	<p>緊急の場合は、消防署や警察署へ連絡していただくこととなりますが、本条例の制定を契機に、事業所等に対して合理的配慮や情報保障の必要性等を訴えてまいります。</p>
28	<p>手話通訳は24時間対応できるのか。</p>	<p>現在のところ、手話通訳の24時間対応はできておりません。手話通訳を必要とする方々のニーズに合う事業展開ができるよう、今後の検討課題とさせていただきます。</p>